

経済産業省

28保電安第40号

平成29年3月31日

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長

発電用火力設備に係る安全管理検査制度に関する質疑応答集

発電用火力設備に係る安全管理検査制度に関するよくある質問及びその考え方について、以下のとおり定める。

なお、以下に記載する省令等については、次の略称を用いる。

- ①電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下、「規則」という。）
- ②電気事業法施行規則に基づく溶接事業者検査（火力設備）の解釈（20120919商局第71号。以下、「溶接検査解釈」という。）
- ③電気事業法第52条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイド（20120919商局第72号。以下、「検査ガイド」という。）
- ④火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第2号に規定する定期事業者検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について（20170323商局第3号。以下、「定検延長内規」という。）
- ⑤使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）（20170323商局第3号。以下、「実施要領」という。）

No	質問	考え方	参照条文等
1	溶接事業者検査をここ最近行った記録がありません。どのような準備をしておけばよいのでしょうか。	突発的に溶接を行い、溶接事業者検査をする必要がでてくることも考えられますので、検査ガイド等を参照して、溶接事業者検査の運用を事前に検討して下さい。	溶接検査解釈 検査ガイド 実施要領
2	規則第79条に規定される熱交換器には、冷却器は含まれるのでしょうか。	規則第79条第1号に定める火力発電所に係る機械又は器具のうち熱交換器には、冷却器 ^{【※】} は含まれません。 【※】ここでいう「冷却器」は、蒸気タービンにおける潤滑油冷却器や発電機の水素冷却器等を指します。（一般名称として）「～冷却器」「～クーラー」と称されているもの全てを指す訳ではなく、その設備の機能を踏まえ判断いたしますので、不明な点がある場合は各産業保安監督部等にご相談下さい。	規則第79条

3	「あらかじめの検査」はどのようにすればいいのでしょうか。	設置者が客観性を有する方法による試験によって自己確認をすることが必要です。検査ガイド第2部5.等を参照して下さい。	検査ガイド第2部5.
4	溶接事業者検査を委託する場合、溶接事業者検査の運用はどのような点に留意すればよいのでしょうか。	電気事業法第52条は、設置者による溶接事業者検査を義務づけていることを踏まえて、溶接事業者検査を委託する場合は、外注管理など委託先である協力事業者の管理を適切に行う必要があります。検査ガイド第3部等を参照して下さい。 また、委託先がさらに委託している場合には、設置者として溶接事業者検査が適切に行われることを管理していく観点で、委託先が適切に委託できるような体制になっているかなどを確認して下さい。	検査ガイド第3部
5	民間製品認証制度のうち、溶接士技能承認・溶接施工法認証に関する記載がありませんが、溶接事業者検査への活用はできないのでしょうか。	従来どおり、溶接事業者検査に活用できます。 なお、製品評価による認証を活用する際は、プロセス認証が必須ですが、溶接士承認、溶接施工法認証、溶接士の更新を活用する際は、プロセス認証は必須ではありません。	検査ガイド第3部4.4 実施要領
6	発電設備の新設の場合においては、溶接検査対象となる多数の電気工作物が含まれます。この場合、電気工作物に応じて、また、溶接施工工場に応じて「民間製品認証制度を活用するものと活用しないもの」を混在させても構わないのでしょうか。	全ての電気工作物に、一括して民間製品認証制度を活用することを条件にはしていません。	検査ガイド第3部4.4 実施要領
7	協力事業者がなく、設置者のみの溶接事業者検査体制であっても、民間製品認証を活用することができますか。	活用することができます。	検査ガイド第3部4.4 実施要領
8	民間製品認証制度の活用に係る設置者への要求事項に「現地立会い及び記録等により、最終耐圧試験実施状況を確認すること等を通して検査の実施状況を確認すること。」と記載されていますが、検証の方法は「現地立会い及び記録」が必須事項なのでしょうか。	「現地立会い及び記録確認」は、民間製品認証制度を活用する場合における設置者の関与の一例を示したものです。 設置者が民間製品認証制度の内容を理解し、現地（溶接事業者検査が実施される場所での）立会いを実施するなど、例示を踏まえた確認方法を実施して下さい。 また、「製品認証書」の存在を単に確認するだけでは確認とは言えませんので、注意が必要です。	検査ガイド第3部4.4 実施要領
9	平成29年4月1日以降にインセンティブが到来する設置者で、時期変更承認が実施済みの場合、審査はシス	電気関係報告規則等の一部を改正する省令（平成29年経済産業省令第32号）附則第5条では、インセンテ	電気関係報告規則等の一部を改正

	<p>テムA（規則第94条の5第1項第2号）となるが、個々の設備でボイラーについては、システムAとなるため検査は4年ごとになるのか。</p>	<p>イブが付与された組織であって、ボイラー等の定期事業者検査時期を2年延長する承認を受けた実績があればシステムAの組織とみなすことを規定しましたが、当該組織の火力設備に制約条件を付与するものがあるか否かの確認が取れていないため、当該規定では新規則第94条の2第2項第1号の承認をしたものとみなすとは規定していません。</p> <p>したがって、平成29年4月1日以降にインセンティブが到来する設置者は、定期安全管理審査については、システムAとなるため、次の審査時期は前回の評定通知を受けた日から4年3月を超えない時期に安全管理審査を受ける必要があります。</p> <p>また、個々の設備の次回の定期事業者検査時期については、定検延長内規の附則4に基づき、旧規則第94条の2第2項第一号に規定される承認であって定期事業者検査時期の変更について1.(1)②の基準に基づく前回の申請に対して承認を受けた電気工作物は、定期事業者検査が終了した日以降4年を超えない時期、その他の場合には、規則第94条の2に規定する時期に定期事業者検査を行うこととなります。</p>	<p>する省令附則第5条 実施要領添付資料4 定検延長内規附則4</p>
10	<p>蒸気タービンの定期事業者検査時期を延長しない場合、審査基準（実施要領添付資料1-4（又は添付資料1-6））のうち、蒸気タービンに関する事項についても審査対象となるのでしょうか。</p>	<p>定期事業者検査時期を延長する電気工作物がボイラーのみの場合には、実施要領添付資料1-4（又は添付資料1-6）の第2章「2.保守管理の方法」、「3.異常、事故及び事故防止等の対応」及び「5.2.記録の作成」の蒸気タービンに関する事項は、審査対象にはなりません。</p>	<p>実施要領6.5.2, 添付資料1-4, 添付資料1-6</p>

【改正履歴】